

(仮称) 串間南部風力発電所
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 3 年 4 月

有限会社ウィンディ

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧等	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	1
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧等

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価（以下「方法書」という）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和3年1月21日（木）

(2) 公告の方法

① 令和3年1月21日（木）付けで、次の日刊新聞紙に「お知らせ」を掲載した。

・宮崎日日新聞（朝刊：21面） [別紙1参照]

② 上記の公告に加え、次の広報誌等に「お知らせ」を掲載した。

・串間市広報くしま（令和3年1月1日号） [別紙2参照]

・当社ホームページ [別紙3-1, 3-2参照]

(3) 縦覧場所

自治体庁舎3箇所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 地方公共団体庁舎

・宮崎県庁環境森林部環境管理課（宮崎市橘通東2丁目10番1号）

・串間市役所総合政策課（串間市大字西方5550番地）

・串間市役所本城支所（串間市大字本城987番地）

② インターネットの利用

当社ホームページに掲載した。

(4) 縦覧期間

令和3年1月21日（木）から令和3年2月22日（月）までとした。縦覧時間は、土曜日、日曜日および祝日を除く、各庁舎の開庁時間内とした。

インターネットの利用による電子図書の閲覧は、縦覧期間中には常時アクセス可能な状況とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者の総数 3名

(内訳)

① 自治体庁舎

- | | |
|-----------------|----|
| ・宮崎県庁環境森林部環境管理課 | 2名 |
| ・串間市役所総合政策課 | 1名 |
| ・串間市役所本城支所 | 0名 |

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、住民説明会の開催を中止した。説明会で使用を予定していた資料については、縦覧期間中に、地元関係地区への回覧及び配布資料として縦覧場所に設置した。

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和3年1月21日(木)から令和3年3月8日(月)までとした。

(縦覧期間及びその後2週間とし、郵送受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

- | | |
|---------------|-----------|
| ① 縦覧場所の意見書提出 | [別紙4参照] |
| ② 当社への郵送による提出 | |

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は4通、意見総数は37件であった。

- | | |
|-----------------|--------|
| ① 縦覧場所における意見書数 | (意見書数) |
| ・宮崎県庁環境森林部環境管理課 | 0通 |
| ・串間市役所総合政策課 | 0通 |
| ・串間市役所本城支所 | 0通 |
| ② 当社への郵送による意見書数 | (意見書数) |
| | 4通 |

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は37件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づき、方法書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>①事業計画全体について</p> <p>宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画における2022年度までの風力発電導入見込量は112,800kWであるが、貴社の計画によりこれを大幅に超過することになる。宮崎県内では諸塚村、日ノ影町、日南市、串間市等で風力発電事業の、また、県内各地の山地や里山で大規模太陽光発電事業の計画、工事、稼働運転が開始されており、これらにより宮崎県の自然環境はまるで虫食い状態のように、地域の自然環境や生態系が破壊されている。地球温暖化対策や持続可能な社会を構築するために自然エネルギーの導入を拡大する必要性は、多くが認めるところである。そして、宮崎県は再生可能エネルギーによる持続的な社会の構築を目指している。しかし、それは単に再生可能エネルギーの導入を増やすということではなく、地域との共生を図りながら、景観や自然環境に配慮した発電設備の導入を推進したいということである。貴社のこの事業計画も、県のビジョンに沿って自然環境に配慮したものとなるよう、最善を尽くして今後の環境影響評価に臨んでいただきたい。</p>	<p>本事業は「宮崎県再生可能エネルギー等導入推進計画」に沿うよう景観や自然環境など地域との共生を行うことを踏まえ、事業を通じて土地の有効活用や地域貢献に努めるとともに、少しでも温室効果ガス排出の低減を通して社会貢献に寄与することを目的としております。</p> <p>ご意見いただきましたとおり、単に再生可能エネルギーの導入を増やすということではなく、地域との共生を図りながら景観や自然環境に配慮したものとなるよう事業計画を検討してまいります。また、今後、環境影響評価手続きを進めるにあたり宮崎県と協議し、県のビジョンに沿って自然環境に配慮したものとなるよう、最善を尽くしてまいります。</p>
2	<p>②地域住民の意見聴取のあり方について</p> <p>地球温暖化対策や持続可能な社会を構築するために自然エネルギーを利用することは必要であるが、しかし、それは開発行為を含む人の営みと自然環境との共生の上に成り立たねばならず、地球温暖化対策として行う開発行為が、我々の暮らしを支える生物多様性の基盤を破壊してはならない。しかし、そのようなことに気づかない人間の行為によって、後世になって地域の住民が大きな代償を払わされてきたことは、過去の多くの歴史が物語っている。宮崎県高千穂町岩戸地区では長きに渡り我慢を強いられてきた住民が健康被害などの大きな犠牲を払い、今も尚その傷は癒えていないのである。企業も行政も当初は経済発展のみを見据え、将来その地区に起こりうる環境影響に対する配慮ができなかったのである。貴社のように大きな力を持つ企業は本来、地域の声なき声を尊重し、配慮しなければならない。そのような観点で貴社は、この事業計画に対する地域住民の意見を住民説明会や意見募集に留まらず、各戸を訪問するぐらいのつもりで丁寧に聴取すべきである。</p>	<p>地域住民の意見聴取のあり方について、ご意見いただきありがとうございます。今後、環境影響評価手続きを進めるにあたり事業計画に対する地域住民の皆様から意見をいただけるよう地元自治体及び近傍自治会と協議しながら方法を検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>③累積的影響評価について</p> <p>計画段階環境配慮書（以下、配慮書という）に対する宮崎県知事の意見にもあるように、「対象事業実施区域の周辺では、『串間風力発電所設置計画』、『(仮称)串間市いちき風力発電事業』及び『(仮称)日南風力発電事業』が手続き中であり、将来的には内陸から海岸近くまで数多くの風車が、おおよそ南北方向に連続して配置されることになる。渡り鳥等の飛翔ルートへの影響について、これら他の事業も含めた累積的影響を十分に考慮した上で、調査、予測及び評価をすること。環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施区域の変更や事業中止も含めて計画の見直しを検討すること」とある。このことについて貴社は、事業者見解として「他事業との累積的影響を考慮して実施する。」「環境影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施区域の変更や事業中止も含めて計画の見直しを検討します。」と回答している。</p> <p>しかし、方法書には累積的影響評価に関する具体的な方針や考え方、評価手法等が記載されておらず、不十分な内容となっている。貴社は他事業者と協力し、情報の共有を図りながら、また、海外事例を参考にするなどして累積的環境影響評価を実施したうえで、影響の回避・低減策を講じ、計画地の周辺に他事業が存在することにより生じる鳥類をはじめとした自然環境への重大な影響を回避するための方針や方法を示すべきである。また、回避できない重大な環境影響が生じると予測される場合には、事業計画そのものを見直すべきである。</p>	<p>本事業における累積的影響については方法書 P6. 2-1(263)において「累積的な影響については環境影響を受けるおそれのある対象事業実施区域周辺における他事業を対象とし、騒音、風車の影、鳥類及び景観について、今後の環境影響評価の手続きの中で検討する。」と記載しており、それぞれの具体的な予測の基本的な手法については騒音で方法書 P6. 2-12(274)、風車の影で方法書 P6. 2-22(284)、鳥類で方法書 P6. 2-26(288)、景観で P6. 2-57(319)に示しております。今後、累積的影響について予測及び評価をするにあたり、できる限り他事業者からの情報収集に努めるとともに、情報が得られた場合にはご指摘の点を踏まえ累積的影響について予測及び評価を行い、その結果に応じて事業計画の見直しも含めた環境保全措置を実施する等、適切な対応に努めてまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
4	<p>④クマタカの生息への配慮について</p> <p>配慮書に対する環境大臣意見に、「事業実施想定区域とその周辺に種の保存法に基づく国内希少種に指定されているクマタカが確認されており、複数のペアの営巣及び繁殖行動が確認されている」とある。また、環境省による猛禽類保護の進め方（改訂版）によれば、クマタカの高度利用域（採食場所、主な飛行ルート、主要な旋回場所、主要なとまり場所等を含む利用頻度の高い区域）においては、「この区域内での行為は特に営巣期のクマタカ親鳥の行動に影響を与える可能性があり、それが原因で繁殖に失敗することが考えられる。」、「営巣木から好適採食地までの飛行移動ルートの確保も大切であり、途中でクマタカが避けるような構造物等は作るべきでない。」とある。つまり、営巣場所と採餌場所が風車の存在により分断されれば、クマタカが現生息地を放棄することにつながるのである。</p> <p>さらに同書には、「クマタカは、主要な生息地では繁殖ペアの行動圏が隣接し、連続して分布している場合が多い。このような地域では事業の影響を完全に回避することは困難なため、事業計画の段階でクマタカの分布及び生息状況の情報収集を行い、事業の影響を最小限にとどめられるような計画を立てることが望ましい。」、「クマタカの行動を明らかにし、保全措置を検討するには、営巣場所の発見及び少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期の調査が望ましい。」とある。</p> <p>これらのこと、および環境大臣意見に「本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業区域の見直し及び基数の削減を含む事業の見直しを行うこと」とあることから貴社は、質、量ともに十分かつ適切な事前調査を行ったうえで、クマタカの生息域が計画地と重複する部分があるなど、クマタカの生息に影響が出る可能性があると認められた場合は、事後の保全措置を検討するまでもなく、現段階で計画地の位置の見直しや事業規模縮小などの検討が必要である。</p>	<p>クマタカの生息状況については、配慮書に対する環境大臣意見及び猛禽類保護の進め方（改訂版）を踏まえ、今後、適切に現況調査を実施します。その結果を踏まえ、準備書以降の段階において、影響予測を行い、必要に応じて環境保全措置の検討を行います。影響予測及び環境保全措置の検討は、専門家の指導を受けながら進めます。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
5	<p>■1. 意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、事業者（有限会社ウィンディ）及び委託先（株式会社KANSOテクノス）の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。作為が入れば、環境保全上重要な論点がすり替えられてしまう。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。また、本意見書の内容については「順番を並び替えること」もしないで頂きたい。</p>	<p>ご意見いただきましたとおり、頂いたご意見は要約せず、意見書の順番どおりに掲載しております。</p>
6	<p>■2. コウモリ類の保全措置について</p> <p>『新たな知見（2020年に出版された文献）』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。事業者は『最新の知見を踏まえて保全措置を検討する』という。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。</p> <p>※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020年8月, 船越公威)</p>	<p>今後、適切に現況調査を実施し、その結果を踏まえ、準備書以降の段階において、影響予測を行い、必要に応じて環境保全措置の検討を行います。環境保全措置の検討にあたっては、頂いたご意見を参考に専門家の指導を受けながら、検討を行います。</p>
7	<p>■3. 本事業で採用する風力発電機はカットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードが回転するのか？仮に採用機種が未定であれば、バットストライクの予測は「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。</p> <p>（理由:コウモリ類の保全上必要な諸元のため）</p>	<p>バットストライクの影響予測は、最新の国内の成果や専門者からのヒアリング、また現況調査結果を踏まえ、安全側で行います。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
8	<p>■4.回避措置（ライトアップアップの不使用）について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあった。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これについて事業者の考えを述べて頂きたい。</p> <p>※45個体（4種、1～32個体）、2015,07までに調べた6事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌22(1)、9-11,2017）</p> <p>※ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ1個体、合計3個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類2種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018）静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ3個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成30年10月、株式会社ジェイウインド）青森県</p> <p>※コテングコウモリ1個体、ヤマコウモリ2個体、ユビナガコウモリ2個体、ヒナコウモリ4個体合計9個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成31年4月、岩手県）</p> <p>※コヤマコウモリ5個体、ヒナコウモリ3個体合計8個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成31年4月株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道</p> <p>※ヒナコウモリ5個体、アブラコウモリ2個体、ホオヒゲコウモリ属の一種1個体、コウモリ類1個体合計9個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価準備書」（令和元年8月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ4個体、アブラコウモリ2個体、種不明コウモリ2個体、合計8個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年12月、よこはま風力発電株式会社）青森県</p> <p>※ヤマコウモリ1個体、ヒナコウモリ属1個体合計2個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020年2月、コスモエコパワー株式会社）北海道</p> <p>※ヤマコウモリ3個体、ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ2個体、合計7個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書（第2回）」（令和2年4月、風の松原自然エネルギー株式会社）秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ3個体「姫神ウィンドパーク事業 事後調査報告書」（令和2年10月 コスモエコパワー株式会社）岩手県</p>	<p>バットストライクの事例提供ありがとうございます。バットストライクのメカニズムについては、未だ不明な点が多く、知見も少ないのが現状と考えています。最新の知見及び今後の現況調査の結果を踏まえ影響予測を行い、必要に応じて環境保全措置を検討し、影響の回避、低減に努めます。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
9	<p>■5. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）やカットイン風速（発電を開始する風速）を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業でも実施して頂きたい。</p>	<p>今後、適切に現況調査を実施し、その結果を踏まえ、準備書以降の段階において、影響予測を行い、必要に応じて稼働制限も含めた環境保全措置の検討を行います。環境保全措置の検討にあたっては、専門家の指導を受けながら、最新の知見を踏まえて行います。</p>
10	<p>■6. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。</p> <p>※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	<p>具体的な環境保全措置については、今後の現地調査結果を踏まえ、頂いたご意見を参考に専門家にご助言を頂きながら、検討を行います。</p>
11	<p>■7. フェザリングの閾値は主観で決めないこと</p> <p>本事業者は、今後コウモリ類の保全措置として「カットイン風速未満の風速時にのみ保全措置（フェザーモード）を行うかもしれない。しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。</p> <p>コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。</p> <p>仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。</p>	<p>今後、適切に現況調査を実施し、その結果を踏まえ、準備書以降の段階において、影響予測を行い、必要に応じて環境保全措置の検討を行います。環境保全措置の検討にあたっては、頂いたご意見を参考に専門家の指導を受けながら、最新の知見を踏まえて行います。</p>
12	<p>■8. 環境保全措置の実施時期について</p> <p>これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと、上記の環境保全措置（低減措置）については「事後調査で重大な影響（コウモリの死体）を確認してから検討する」といったケースが散見される。しかし保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施しないと意味がないと思う。</p> <p>コウモリ類の保全措置（低減措置）は「試験運転開始日」から実施して頂きたい。</p>	<p>具体的な環境保全措置については、今後の現地調査結果を踏まえ、頂いたご意見を参考に専門家にご助言を頂きながら、検討を行います。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
13	<p>■9. 「予測の不確実性」の定義及び基準について</p> <p>これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。しかし、「予測の不確実性」の定義が曖昧で、我々住民には意味がよくわからない。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。よって、仮に事業者らが本事業において、「予測の不確実性」について言及する場合は、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べて頂きたい。</p>	<p>本事業において、今後、環境影響評価手続きを進めるにあたり、仮に「予測の不確実性」について言及する場合は、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べるよう努めます。</p>
14	<p>■10. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置（低減措置）を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。</p> <p>「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	<p>具体的な環境保全措置については、今後の現地調査結果を踏まえ、専門家にご助言を頂きながら、検討を行います。</p>
15	<p>■11. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」²</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が正確に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。<u>定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</u></p> <p><u>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリ数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」ではないのか。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u></p>	<p>専門家にご助言を頂きながら、具体的な調査手法について検討を行っており、計画された調査は準備書段階において実施します。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
16	<p>■12. コウモリ類の保全措置（回避）について 樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。事業者は『風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置して欲しい』という住民等からの具体的要望を無視し、コピー回答により論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切とは言えない」。</p> <p>※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）</p>	<p>具体的な環境保全措置については、今後の現地調査結果を踏まえ、頂いたご意見を参考に専門家にご助言を頂きながら、検討を行います。</p>
17	<p>■13. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。</p>	<p>具体的な環境保全措置については、今後の現地調査結果を踏まえ、頂いたご意見を参考に専門家にご助言を頂きながら、検討を行います。</p>
18	<p>■14. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行って影響が確認されたら保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>国内では 2010 年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。</p>	<p>具体的な環境保全措置については、今後の現地調査結果を踏まえ、頂いたご意見を参考に専門家にご助言を頂きながら、検討を行います。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
19	<p>■15. バットストライクの予測は定量的に行うこと</p> <p>事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターを使用した調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測は「定量的」に行うこと。</p>	<p>今後、適切に現況調査を実施し、その結果を踏まえ、準備書以降の段階において、影響予測を行います。予測にあたっては、専門家の指導を受けながら、最新の知見を踏まえ、可能な限り定量的に行います。</p>
20	<p>■16. 自動録音バットディテクターを使用した調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動録音バットディテクターは、ナセル高で長期間（冬眠期を除く1年間）のモニタリングをすること。 ・自動録音バットディテクターは、日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。 ・地上からの手動バットディテクター調査については、すべての風力発電機の設置位置において、日没前から日の出後まで自動録音調査を追加するべきである。 <p>（意見の理由）以下のガイドラインに記載がある。</p> <p>※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf</p>	<p>コウモリの現況調査のひとつとして、自動録音バットディテクターを使用した調査を行います。調査にあたっては、専門家の指導を受けながら、適切に行います。</p>
21	<p>■17. 自動録音バットディテクターを使用した解析について</p> <p>準備書には以下を記載すること。（意見の理由）事業者の調査結果が適切か否かを判断するため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動録音バットディテクターの機種名及び分析ソフト名 ・バットディテクターの感度範囲 ・バットディテクターの設置高 ・バットディテクターの稼働時間及び欠測時間 ・バットディテクターの録音設定の詳細 ・解析及び予測方法の詳細 	<p>頂きましたご意見の内容につきましては、可能な限り準備書に記載します。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
22	<p>■18. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること1</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。</p> <p>よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>今後、適切に現況調査を実施し、その結果を踏まえ、準備書以降の段階において、影響予測を行います。予測にあたっては、専門家の指導を受けながら、最新の知見を踏まえ、可能な限り定量的に行います。</p>
23	<p>■19. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない</p> <p>コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。</p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書）P213. NEDO, 2018,</p>	<p>コウモリ類の事後調査を行う場合は、専門家の指導を受けながら、最新の知見を踏まえ調査方法を検討します。</p>
24	<p>■20. コウモリ類の死骸探索調査について</p> <p>コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、</p> <p>①コウモリ類の死骸探索調査は、1基あたり連続3日間の調査を月2回以上（もしくは週1回の調査を月4回以上）実施すること。</p> <p>②死骸探索調査は日の出より開始すること。</p> <p>③個々の発電機について、探索可能面積の割合を記録し報告すること。</p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書）P213. NEDO, 2018.</p>	<p>今後、適切に現況調査を実施し、その結果を踏まえ、準備書以降の段階において、影響予測を行います。コウモリ類の死骸探索調査を行う場合は、専門家の指導を受けながら、最新の知見を踏まえて行います。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
25	<p>■21. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べる。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。</p> <p>(意見の理由) 以下のガイドラインに記載がある。</p> <p>※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014年版 "Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014" EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>今後、適切に現況調査を実施し、その結果を踏まえ、準備書以降の段階において、影響予測を行います。コウモリ類の事後調査を行う場合は、専門家の指導を受けながら、最新の知見を踏まえ調査方法を検討します。</p>
26	<p>■22. 「事後調査」は信用できない</p> <p>①事後調査結果について住民は意見書を出せない。</p> <p>②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。</p> <p>③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。</p> <p>④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない、</p> <p>①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>事後調査については、信用して頂けるよう、今後も知見を含め、その内容を検討してまいります。</p>
27	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており(バット&バードストライク)、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと</p>	<p>頂いたご意見は要約せずに記載しました。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
28	1. 方法書の段階において少なくとも哺乳類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。	方法書以降の手続きにおいても、コウモリ類の専門家の指導を受けながら、適切な調査、予測及び評価、保全措置の検討を行います。
29	2. 「捕獲調査」において捕獲された生きたコウモリ類の体長を計測することは極めて困難である。また計測することに意味はあるのか。計測すべき部位は少なくとも前腕長である。	貴重なご意見として検討の際に参考にさせていただきます。
30	3. 「夜間踏査調査」においていかなるライトでも直接照射はコウモリ類の生息に大きな影響を与えるため実施するべきではない。特に餌場における実施は捕食阻害の影響が著しく、餌不足による出産哺育への障害、利用生息地阻害などが懸念され、夜行性動物に対するこの行為は光害として環境省も注意喚起を行っている（環境省HP光害について）。またコウモリ類の研究者や愛好者から成り国内の唯一の全国組織である「コウモリの会」のHPにおいても強力ライトの仕様は認めていない（ http://www.bscj.net/houso-tyuui090430.pdf ）。	貴重なご意見として検討の際に参考にさせていただきます。
31	4. 「夜間踏査調査」で使用するバットディテクターはフルスペクトラム方式の機種を使用し、すべての音声を記録して残すこと。	貴重なご意見として検討の際に参考にさせていただきます。
32	5. 今後はコウモリ類の専門家の具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査についても十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう。	方法書以降の手続きにおいても、コウモリ類の専門家の指導を受けながら、適切な調査、予測及び評価、保全措置の検討を行います。
33	1、全般的問題 「(仮称) 串間南部風力発電所 環境影響評価方法書」の説明会が、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からとして中止されたが、資料公開だけですすべきではなく、時期をみて説明会をすべきと考える。	方法書説明会の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大の懸念があったことから、地元自治体と慎重に協議し、対応を検討しました。今後、環境影響評価手続きを進めるにあたり、適切な対応を検討します。

No.	意見の概要	事業者の見解
34	<p>2、騒音の問題</p> <p>風力発電の騒音は、人間に聞こえる音の他、聞こえない低周波・超低周波音が問題になっている。低周波・超低周波音については、不眠、頭痛、目まい、吐き気、耳鳴りといった健康被害も報告されている。特に高齢者にとっては心配のたねだ。そのため、近隣集落内では複数箇所でも24時間・年間の調査が必要と考える。また、人と動物等は聞こえる範囲が違うので様々な影響を受けられるので、人だけでなく動物等に与える影響も考慮すべきと考える。</p>	<p>超低周波音の影響につきましては、「[発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令]の一部改正について(経済産業省、令和2年)」において、影響のおそれが少ないとの研究成果・調査実績から風力発電所の環境アセスに関し、参考項目から削除されたことを踏まえ環境影響評価項目として選定しておりません。なお、騒音の影響につきましては、今後、環境影響評価手続きを進めるにあたり、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月、環境省)や「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成27年10月、環境省)等を参考に適切な現地調査を行い、その影響の程度について、準備書で最新の知見を踏まえ予測及び評価を実施します。その予測結果から重大な影響を及ぼす可能性が想定される場合は、可能な範囲で環境保全措置を実施し、影響の回避又は低減に努めてまいります。</p>
35	<p>3、影と落雷の問題</p> <p>風力発電ブレードの回転で、地上部に繰り返す明暗が生じるため、住民が不快感を覚えることが報告されている。シャドーフリッカーとよばれる現象だが、計画の風力はとても巨大なため、近くの集落住民への影響が強いと考えられる。集落内だけでなく、水田や畑地でも調査が必要と考える。計画の風力発電は、串間風力よりさらに大きく巨大だ。巨大になればなるほど、落雷も多くなると思われる。落雷の現況や、操業時の予測と集落への影響も考える必要があると考えられる。</p>	<p>シャドーフリッカーの影響につきましては、今後、環境影響評価手続きを進めるにあたり、適切に現地調査を行い、その影響の程度について、準備書で最新の知見を踏まえ予測及び評価を実施します。その予測結果から重大な影響を及ぼす可能性が想定される場合は、必要に応じて環境保全措置を実施し、影響の回避又は低減に努めてまいります。また、落雷の影響につきましては、落雷に強い風力発電機の採用等の対策の検討に努めてまいります。</p>

No.	意見の概要	事業者の見解
36	<p>4、景観の問題</p> <p>国定公園内にある小松ヶ丘からの景観は、串間市随一の景観であり、観光客もよく訪れて写真にもおさめる所だ。すでに串間風力が自然景観を壊しているが、同風力の荒崎側・先端4基と重なりあうため景観はさらに悪化すると考えられる。晴天の昼間だけでなく、日の出・日の入り前後の景観も考慮すべきだ。</p> <p>志布志と大阪間には「フェリーさんふらわあ」が就航している。観光客も多数乗船するため、海上からの景観も考慮すべきだ。また、眺望の善し悪しは垂直見込み角だけで決まるものではないことも念頭におくべきと考える。</p> <p>本城干潟からの眺望が考慮されていないが、宮崎県内でも重要な干潟だ。その西には西洋古地図にも登場する湊地区があり、そこからの景観は歴史性ととも重要になる。ここからも、すでに串間風力が自然景観を壊しているが、さらなる景観の悪化は避けるべきと考える。</p>	<p>小松ヶ丘からの景観につきましては、今後、環境影響評価手続きを進めるにあたり、串間風力発電所との累積的な影響の予測、評価を含め、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を実施し、影響の回避又は低減に努めてまいります。海上から景観及び本城干潟からの眺望につきましては、方法書段階では主要な眺望点として選定しておりませんが今後、地元自治体との協議し、審査の中で意見等ございましたら対応に努めてまいります。</p>
37	<p>5、自然保護の問題</p> <p>風力発電設置予定地は、水源涵養保安林に指定されている。水源涵養保安林の目的は、「流域保全上重要な地域にある森林の河川への流量調節機能を安定化し、その他の森林の機能とともに、洪水、濁水を緩和したり、各種用水を確保したりすることにある。」とされている。</p> <p>このため、南部風力計画地は自然度が高く、周辺域を含め、絶滅危惧種クマタカを頂点とする生態系が維持されていると思われる。また、南部風力計画地から串間風力や他社計画の串間いちき風力に連なる地域は、串間市の中でも自然度が高く、生態系維持の上からも重要であり、絶滅危惧種のクマタカやサシバの生存に大きな影響を与えることが考えられる。生存域の縮小やバードストライクの危険性に加え、サシバでは渡りのコースへの影響が考えられるため、調査範囲を計画地以外まで拡大すべきと考える。計画地は永田・猿田地区の上流域のため、水田への水量や質は影響を受けることが考えられる。そのため水田の生き物も少なからず影響を受けることが考えられるため、水田の生態系を確認しておくことが必要と考える。特に除草剤や地盤凝固剤などが使用される場合は、その影響も考慮されるべきと考える。</p> <p>また、絶滅危惧種のクマタカやサシバに限らず、飛翔動物・鳥類・昆虫は、ブレードの回転する空気渦に巻き込まれて衝突することが考えられ、生態系の縮小は必然と思われる。このため、操業後は水源涵養保安林への復元が必要となる。操業後の撤去方法、保安林への復元方法が示されるべきと考える。</p>	<p>今後、適切に現況調査を実施し、その結果を踏まえ、準備書以降の段階において、影響予測を行い、必要に応じて環境保全措置の検討を行います。影響予測及び環境保全措置の検討にあたっては、専門家の指導を受けながら、最新の知見を踏まえて行います。また、風力発電設置予定地は、水源涵養保安林に指定されていること、自然豊かな立地であること、クマタカやサシバなど希少猛禽類への影響可能性があること、下流の水田生態系への影響が考えられることを踏まえて影響予測及び影響の軽減対策を検討します。</p>

○宮崎日日新聞による公告

・令和3年1月21日(木)、朝刊21面に掲載

お知らせ

〔環境影響評価法〕に基づき、「(仮称)串間南部風力発電所環境影響評価方法書」(以下「方法書」という)を縦覧し、説明会を開催します。

- 一、事業者の名称及び主たる事務所の所在地
事業者の名称 有限会社ウイ・ン・ディ
代表者の氏名 代表取締役 南 優奈
事務所の所在地 福岡県北九州市八幡東区中尾 丁目十三三十二
- 二、対象事業の名称、種類及び規模
名称 (仮称)串間南部風力発電所
種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 発電設備出力 最大二万二千キロワット
- 三、対象事業実施区域
串間市本城永田地区の南東部に位置する山地
- 四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
宮崎県串間市
- 五、縦覧場所及び時間等
縦覧場所 宮崎県庁環境森林部環境管理課
串間市役所総合政策課
串間市役所本城支所
縦覧時間 九時から十七時まで
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁日
- 六、意見書の提出
方法書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)を日本語でご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます。意見書箱にご投函いただくか、令和三年三月八日(月)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。
- 七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
串間温泉いこいの里 大広間(宮崎県串間市大字本城九八七番地)
令和三年二月五日(金)午後六時～八時
令和三年二月六日(土)午前十時～十二時
- 八、問い合わせ先
有限会社ウイ・ン・ディ
〒八〇五・〇〇二五 福岡県北九州市八幡東区中尾 丁目十三三十二
電話 〇九三・六五二・九二九九
(土・日・祝日を除く九時から十七時まで)

※説明会は新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため、密集防止の観点から同じ内容で2回開催します。また、今後の感染拡大状況に応じて開催形式等を変更する可能性がありますので、ご了承ください。

○自治体広報誌に掲載したお知らせ

・串間市広報くしま (令和3年1月1日号、p.20)

ご案内

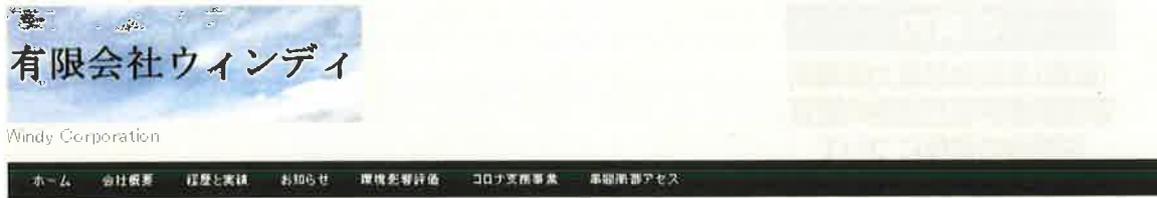
(仮称)串間南部風力発電所 環境影響評価方法書の縦覧、 説明会の開催について

本城永田地区南東部に位置する山地で計画している風力発電事業について、環境影響評価の調査、予測、評価の手法などを記載した環境影響評価方法書を縦覧し、説明会を開催します。

- 事業者＝有限会社ウィンディ
 - 事業規模＝発電設備出力 最大 2万1千キロワット
 - 縦覧期間＝1月21日(木)～2月22日(月)
 - 縦覧時間＝午前9時～午後5時 (土・日・祝日を除く開庁日)
 - 縦覧場所＝串間市役所 総合政策課、本城支所
 - 電子縦覧＝同社ウェブページ <http://windyltd.xyz>
 - 意見提出＝方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書に、住所・氏名・意見を日本語でご記入の上、備え付けの意見箱へ投函いただくか、3月8日(月)までに下記の問い合わせ先へ郵送(当日消印有効)ください。意見書については、先のウェブページからもダウンロードできます。
 - 説明会＝串間温泉いこいの里大広間(串間市大字本城987番地)
 - ・日程＝
 - ①2月5日(金)午後6時～8時
 - ②2月6日(土)午前10時～正午
- ※説明会は新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため、密集防止の観点から同じ内容で2回開催します。また、今後の感染拡大状況に応じて開催形式などを変更する可能性がありますのであらかじめご了承ください。
- ☎有限会社ウィンディ 担当：梅崎
(〒805-0025 福岡県北九州市八幡東区中尾1丁目13-21)
☎093-651-9199

○当社ホームページに掲載したお知らせ

・令和3年1月21日（木）から掲載（以下は住民説明会中止後の内容）



（仮称）串間南部風力発電事業に係る環境影響評価方法書の公表及び縦覧・説明会について

当社は、令和3年1月20日付で「（仮称）串間南部風力発電所 環境影響評価方法書」（以下、方法書）及びその要約書を経済産業大臣、宮崎県知事、串間市長に提出しました。提出した方法書及びその要約書を環境影響評価法第7条の規程に基づき公表及び縦覧・説明会を実施します。

1. 方法書の公表

- 00 方法書 表紙(PDF形式)
- 00 方法書 目次(PDF形式)
- 01 方法書 1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地(PDF形式)
- 02 方法書 2章 対象事業の目的及び内容(PDF形式)
- 03 方法書 3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況(PDF形式)
- 04 方法書 4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果(PDF形式)
- 05 方法書 5章 配慮者に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解(PDF形式)
- 06 方法書 6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並に調査、予測及び評価の手法(PDF形式)
- 07 方法書 7章 その他環境省等で定める事項(PDF形式)
- 08 方法書 8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地(PDF形式)
- 09 方法書 資料編(PDF形式)
- 10 要約書(PDF形式)
- 意見書様式(Word形式)

※方法書及び要約書は、令和3年1月21日(木)から2月22日(月)の間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することできません。また、閲覧時のブラウザは、Internet Explorerのみ対応となります。Microsoft Edge及びGoogle Chromeには対応していません。なお、PDFファイルをご利用する場合は、Acrobat Readerが必要です。まだお持ちでない方は、以下の場所からダウンロードしてください。

Acrobat Readerのダウンロードはこちらからできます。(外部リンクに移行します。)

※PDFファイルをウェブ上で表示せず、自動的に一時ファイルにダウンロードして表示する設定になっている場合は、次の操作で変更可能です。

1. Internet Explorer を開き、ツール/アドオンの管理を選択します。
2. 「アドオンの種類」で、「ツールバーと拡張機能」を選択します。
3. 表示メニューの「すべてのアドオン」を選択します。
4. アドオンのリストで、「Adobe PDF Reader」を選択します。
5. 「有効にする」をクリックすると、Internet Explorer で PDF を開くためのアドオンとして Adobe PDF Reader が設定されます。

2. 方法書の縦覧及び閲覧

【縦覧場所】

- ・宮崎県庁環境森林部環境管理課
- ・串間市役所総合政策課
- ・串間市役所本城支所

【閲覧期間】 令和3年1月21日(木)～2月22日(月)

午前9時から午後5時まで(いずれも、土・日・祝日を除く開行日)

3. 方法書の説明会

【開催場所】

・車間温泉いごいの里 大広間(宮城県車間市大字本郷99-7番地)

【開催日時】

・令和3年2月5日(金)10時～20時

・令和3年2月6日(土)10時～12時

※説明会は新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため、密集防止の観点から同じ内容で2回開催します。

※新型コロナウイルス感染症対策として、説明会にご参加の際は手指消毒を実施し、必ずマスクを着用頂くようお願いいたします。また、会場の定員を超えた段階で、密集防止の観点から出席をお断りさせていただく場合がございますので予めご了承ください。

※今後の感染拡大状況に応じて開催形式等を変更する可能性がありますので予めご了承ください。

上記、「3. 方法書の説明会」について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止いたします。御に申し訳ございませんが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、説明会での使用を予定していた資料は、2月5日(金)～2月22日(月)にかけて、環境影響評価方法書の閲覧をしている各閲覧場所へ設置する他、下記に掲載いたします。

住民説明会資料(2月5日～2月22日)

4. 意見書の提出

【提出方法】

・閲覧場所に備え付けた意見書箱への投函

・以下の宛先への郵送

(宛先)〒805-0026 福岡県北九州市八幡東区中尾1-13-21

有限会社ウインディ 環境影響評価担当 宛

【提出期限】

令和3年3月8日(月)(当日消印有効)

【意見書様式】

意見書様式(Word形式)

Copyright (c) 2018 Windy Ltd. All Rights Reserved.

